

令和元年12月17日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員 14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝						
副	町	長	庄	田	義	則				
教	育	長	間	嶋	正	剛				
参		与	新	田	辰	巳				
総	務	課	長	浜	村	大				
富	来	支	所	長	本	吉	茂	樹		
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄	
情	報	推	進	課	長	門	口	和	彦	
税	務	課	長	岡	部				亮	
住	民	課	長	西					清	孝
健	康	福	祉	課	長	高	野			正
環	境	安	全	課	長	宮	下			隆

商工観光課長	荒川 仁
農林水産課長	大谷 清樹
まち整備課長	関田 勝行
富来病院事務長	川畑 智
会計管理者(会計課長)	北 富美夫
学校教育課長	山口 勝好
生涯学習課長	平井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	前田 稔
議会事務局主幹	坂上 大輔

(議事日程)

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 町長提出 議案第71号ないし第84号及び第86号ないし第91号 (委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 町長追加提出 諮問第 6 号及び第7号 (提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日程第 4 議員提出 発議第 9 号及び第10号 (趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日程第 5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

寺井強議長 ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 諸般の報告

寺井強議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 議案第71号ないし第84号及び第86号ないし第91号（委員長報告、質疑、討論、採決）

寺井強議長 次に、町長提出 議案 第71号ないし第84号及び第86号ないし第91号を一括して議題とします。以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

寺井強議長 総務産業建設常任委員会委員長 福田晃悦君。

福田晃悦総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会で付託されました議案11件について、13日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、ご報告申し上げます。

議案第76号 志賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、会計年度任用職員制度が導入されるにあたり、新たに条例を制定するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、期末手当の支給要件や常勤職員との違いについて質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、法令の改正に伴い、関係条例を整理するものであり、採決の結果、全会一致を持って可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第79号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第80号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての3議案は、国の人事院勧告に伴い、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、議案第78号及び議案第79号については賛成多数で、議案第80号については、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号 志賀町富来活性化センター条例の一部を改正する条例については、富来活性化センターの管理運営に関する権限を教育委員会から町長部局へ移管するにあたり、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会

一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号 志賀町都市公園条例の一部を改正する条例については、みらいとうぶ公園の完成及び夕陽ヶ丘公園の土地取得にあたり、設置に伴う所要の改正を行うもので、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号 財産の処分について「能登中核工業団地内の工場用地」については、能登中核工業団地内の工場用地売払いに伴い、財産の処分内容について説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、譲渡用地の地目や地価の妥当性についての質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第87号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定については、公用車の事故により、電柱及び架設ケーブルが破損した損害の賠償について説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第88号 志賀町地域振興拠点施設の指定管理者の指定については、シオンマネジメント株式会社を議案第89号 志賀町農産物直売所の指定管理者の指定管理の指定については、志賀農業協同組合を指定管理者とする旨の説明を受け、採決の結果いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

寺井強議長 教育民生常任委員会委員長 林一夫君。

林一夫教育民生常任委員会委員長 はい、議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案について、11日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、ご報告申し上げます。

まず、議案第82号 志賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、内閣府令の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設確保についての特例を追加するなど、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、事業内容、対象となる施設などについて質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第83号 志賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、各世帯のごみの排出量が多様化してきていることなどから、排出量に応じた指定ごみ袋を導入するとともに、現行のごみ処理券の金額の見直しなど、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、羽咋郡市広域圏事務組合管内のごみ処理の状況、住民周知などについて質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第90号 志賀町体育施設及び志賀町富来B & G海洋センターの指定管理者の指定については、ミズノスポーツサービス株式会社を指定管理者とするもので、議案第91号 志賀町志賀の郷運動公園施設の指定管理者の指定については、株式会社いこいの村能登半島を指定管理者とするものであります。採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、今後の指定管理料などについて質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

寺井強議長 予算決算常任委員会委員長 田中正文君。

田中正文予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された令和元年度の補正予算に係る議案5件につきまして、12日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告申し上げます。

まず、議案第71号 令和元年度志賀町一般会計補正予算（第4号）については、障がい児通所支援事業やみらいとうぶ定住促進奨励金の増額及び都市計画道路福野川尻橋線整備事業に係る設計委託料の追加を主として、所要額を補正するもの。また、令和2年度当初予算に計上予定の国土強靱化計画策定事業や清掃収集車購入事業について、早期に事業着手するため、債務負担行為を設定するものであり、議案第72号 令和元年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、マイナンバーカードの健康保険証としての利用に向けたシステム改修費及び特別調整交付金申請支援業務費の追加のほか、国庫支出金等返還金

の増額、国民健康保険事業費納付金及び特定健康診査等事業費の予算の組み替えによる補正を行うものであり、議案第 73 号 令和元年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）については、保険料の還付金収入を増額するものであり、議案第 74 号 令和元年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）については、介護サービス等諸費において、施設介護サービス給付事業を増額し、居宅介護サービス給付事業及び地域密着型介護サービス給付事業を減額する、予算の組み替えを主とした補正を行うものであります。議案第 75 号 令和元年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 2 号）については、人事院勧告に準じて人件費の増額を行うため、所要額を補正するものであります。

委員会の審査経過につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、経過報告は省略させていただきますが、採決の結果、議案第 71 号 令和元年度志賀町一般会計補正予算（第 4 号）については、賛成多数をもって可決し、他の 4 案件につきましては、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

寺井強議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

寺井強議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

寺井強議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

寺井強議長 これより、各案に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

寺井強議長 2番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は、本定例会に上程されました議案第71号令和元年度志賀町一般会計補正

予算（第4号）について、議案第78号志賀町議会議員等議員報酬期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第79号志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第83号志賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての4議案について反対の立場から討論を行います。

まず議案第78号及び議案第79号は、町議会議員及び常勤の特別職いわゆる町長、副町長、教育長のボーナスアップに関する条例改正であります。国政では、さくらを見る会での税金の使い方が問題になっていますが、低迷する今日の経済状況の中、年金や賃金はじわりじわりと目減りをし、追い打ちをかけるように消費税10パーセントへの増税、そのような中、町議会議員のボーナスアップは到底町民の理解を得るものではありません。また、特別職、三種の報酬はボーナスアップは必要ないと思います。

次に、議案第71号については、障がい児通称支援事業や都市計画道路福野川尻橋線整備事業に係る測量設計等、必要な追加補正があるわけではありますが、ただこの中に先ほど申し上げました、議員や特別職へのボーナスアップの予算も計上されていますので、反対をさせていただきます。

最後に議案第83号につきましては、指定ごみ袋の導入と現行のごみ処理券、いわゆるゴミシールの値上げにかかる条例改正であります。私は9月の第3回定例会でも、提案させていただきましたが、輪島市は10リットル入りごみ袋は10円、20リットル入りごみ袋は20円、45リットル入りごみ袋は30円となっているように本町でもそのようにしていただき、あくまでも45リットル入りのごみシールは、30円のままにして、値上げをしていただきたいと申し上げたわけですが、今回の10リットルごみ袋は15円、20リットル入りごみ袋は25円、そして45リットルまでのごみ袋に貼るごみシールは35円とする値上げの条例改正には反対といたします。

以上、議案第71号、第78号、第79号、そして、第83号の4議案につきましては反対とさせていただきます。議員各位におかれましては、慎重なるご判断を賜りますようお願いを申しあげまして、私の反対討論といたします。

ありがとうございました。

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言なし）

寺井強議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 ほかにありませんか。

討論を終結します。

(採 決)

寺井強議長 これより、採決します。

まず、町長提出 議案第71号 令和元年度志賀町一般会計補正予算第4号についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

寺井強議長 起立多数。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第72号 令和元年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてないし、議案第75号 令和元年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算第2号についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案 第76号志賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について及び議案第77号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、両案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案 第 78 号志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13 名)

寺井強議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案 第 79 号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13 名)

寺井強議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案 第 80 号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてないし議案 第 82 号 志賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は原案可決であります。各案は委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案 第 83 号 志賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条

例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13 名)

寺井強議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案 第 84 号 志賀町都市公園条例の一部を改正する条例についてないし議案 第 91 号 志賀町志賀の郷運動公園施設の指定管理者の指定についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第 3 町長追加提出 諮問第 6 号・第 7 号 (提案理由説明、即決)

寺井強議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、諮問 第 6 号及び第 7 号を、一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉勝町長 はい、議長。

去る12月3日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた、人事案件にかかる諮問2件について、その概要をご説明申し上げます。

諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、令和2年3月31日をもって任期が満了となる、富来領家町の村上栄子氏を再推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、

同じく、令和2年3月31日をもって任期が満了となる、大島の三好つる江氏を再推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

寺井強議長 説明を終わります。

各件につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員候補者の推薦にあたり、議会に意見を求めるものであります。

まず、諮問第6号を採決します。

本件の採決は、起立によって行います。

人権擁護委員候補者の推薦にあたり、志賀町富来領家町の村上栄子氏を適任として答申することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

寺井強議長 起立全員。

よって、本件は適任として答申することに決しました。

続いて、諮問第7号を採決します。

本件の採決は、起立によって行います。

人権擁護委員候補者の推薦にあたり、志賀町大島の三好つる江氏を適任として答申することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

寺井強議長 起立全員。

よって、本件は適任として答申することに決しました。

日程第4 発議第9号及び第10号（趣旨説明・質疑・委員会付託・討論、採決）

寺井強議長 次に、本日、表谷茂浩君ほか2名から提出のありました発議第9号及び、富澤軒康君ほか2名から提出のありました発議第10号を一括して議題とします。

両案の提出者から、順次、説明を求めます。

寺井強議長 1番 表谷茂浩君。

表谷茂浩議員 はい、議長。

趣旨説明。今回、提出しました発議第9号、精神障がい者に対する公共交通機関の一層の運賃割引を求める意見書について説明いたします。

障がい者基本法は、障がいの有無によって、分け隔てられることなく全ての国民が相互に人格と個性を尊重しながら、共生するため、社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策に取り組むように定めております。

障がい者の自立や社会参加を促進し、共生する社会を実現するためには、通勤などを含めた日常生活における移動手段として、公共交通機関の果たす役割は大きく、交通事業者の多くは障害者に対する運賃割引制度を設け、経済的負担の軽減を図っております。

しかしながら、国の障害者支援対策においては、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいの一元化が基本的な方針とされているにも関わらず、この制度を精神障がい者に適用していない交通事業者も多い状況となっております。

これらは、国の働きかけもあり、昨年10月に一部の航空運送会社が、航空運賃の値引き対象を精神障がい者にも拡大するなど、一定の成果は見られるものの、依然として半数以上の交通事業者が未実施であり、障がいの種別において取り扱いに差が生じております。

よって、国におかれましては、交通事業者に対し、精神障がい者に対する公共交通の運賃の割引適用について、より一層の働きかけを行うよう強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、志賀町議会は国及び関係機関に対して意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、精神障がい者の人権にかかる重要な要望案件と提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、以上本件の趣旨説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

寺井強議長 11番 富澤軒康君。

富澤軒康議員 議長。

去る、9月26日厚労省は、毎年毎年増加の一途を辿る医療費の抑制、削減などの理由から、424の公立、公的病院に対し、再編・統合の議論が必要であると発表し、その中に富来病院も名指しされたことは、周知のとおりであります。

まさに地域医療の必要性、実情、そして何より町民感情を全く考えていないか、無視した乱暴で極まりない突然の発表であります。

この発表を受けて今定例会に置かしても、議員から厚労省に対して、怒りとそしてまた、富来病院に対する危機感とで富来病院の行く末、そしてまた、将来

像について一般質問を通して、執行側に対し質問したところであります。そういったことを踏まえ、私はこのたび、発議第10号を国及び関係機関に提出するものであります。

それでは、発議第10号 持続可能な地域医療提供体制の構築を求める意見書の趣旨説明を行います。

医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、住民の医療に対するニーズの多様化等いちじるしく変化しており、これに対応した良質で住民が安心して暮らせる医療提供の確保を図ることが求められております。

このためには、財政基盤も含めた持続可能な地域医療体制を構築していく必要があり、地域全体の医療の将来像について、国、地方、医療関係者等が一体となって、丁寧に議論を行うことが何より重要であります。

とりわけ、公立、公的医療機関は、それぞれの地域における機動的な医療機関としての使命と役割を担っており、半島、山間部を始め民間医療機関の立地の困難な過疎地域の条件不利地域においては、住民が住み慣れた地域に安心して暮らし続けるために不可欠な存在となっております。

また、これら医療関係の果たす役割は、地域によって異なることから再編統合については、地域医療の実態を踏まえて取り組む必要があります。

今後は、新たに設置された国と地方との協議の場を通じて、国と地方が共通の認識を持って地域医療確保に向けた取り組みを進めることが肝要であります。

よって、国におかれましては、持続可能な地域医療提供体制を構築するため、次に述べる事項に取り組むよう強く要望いたします。

1. 地域医療構想の実現にあたっては、公立、公的な医療機関のみならず、民間医療機関も含めた地域全体の医療の将来像について、関係者間で丁寧に議論を行うこと。
2. 公立、公的医療機関の再編、統合は、関係者間の合意を得るための十分な時間を確保する必要がある、結論を得る時期は地域の実情を踏まえて柔軟に対応すること。
3. 地域医療構想の実現に向けては、公立、公的医療機関、民間医療機関の別なく国費による財政支援を実施するなど、地域医療の最後の砦である地域医療機関が今後も役割を十分果たせるよう財政措置を含む支援策の

強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、志賀町議会から国及び関係機関に対し、本意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、重要案件との理解のもと提案趣旨を理解されて、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます、本件の趣旨説明とさせていただきます。

(質 疑)

寺井強議長 これより、両案に対する質疑を許します。

ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託)

寺井強議長 お諮りします。両案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

これより、両案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

寺井強議長 これより、採決します。この採決は、起立によって行います。

まず、議員提出 発議第9号 精神障害者に対する公共交通機関の一層の運賃

割引を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

寺井強議長 起立全員。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議員提出 発議第10号 持続可能な地域医療提供体制の構築を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

寺井強議長 起立全員。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

寺井強議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

寺井強議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

令和元年第4回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後2時57分 閉会)

議 長 報 告

- 1 議長報告第32号
入札結果報告
(令和元年12月5日 7件)

- 2 議長報告第33号
例月出納検査の結果について
(令和元年11月25日実施)

- 3 議長報告第34号
 - ・委員会審査報告について
 - ・教育民生常任委員長
 - ・予算決算常任委員長
 - ・総務産業建設常任委員長

- 4 議長報告第35号
閉会中の継続調査について
 - ・教育民生常任委員長
 - ・予算決算常任委員長
 - ・総務産業建設常任委員長
 - ・議会運営委員長

- 5 議長報告第36号
委員会所管事務調査等報告書について
 - ・教育民生常任委員会
 - ・総務産業建設常任委員会
 - ・志賀町議会原子力発電所対策特別委員会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 寺 井 強

志賀町議会議員 南 政 夫

志賀町議会議員 越 後 敏 明